

長崎県環境保全型農業直接支払交付金交付要領

(趣旨)

第1条 県は、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知。以下「本体交付金実施要綱」という。）別紙に定める環境保全型農業直接支払交付金及び日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金実施要綱」という。）別紙3に定める環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、長崎県環境保全型農業直接支払交付金（以下「県交付金」という。）を交付するものとする。県交付金の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県農林部関係補助金等交付要綱及びこの交付要領の定めるところ、及び、環境保全型農業直接支払交付金交付要綱、日本型直接支払推進交付金交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）を適用する。

(補助対象者)

第2条 県交付金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 環境保全型農業直接支払交付金（以下「本体交付金」という。） 市町
- (2) 日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払推進交付金）（以下「推進交付金」という。） 市町

(対象経費)

第3条 県交付金の交付対象となる経費（以下「経費」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 本体交付金
本体交付金実施要綱別紙第1の4により農業者団体等が行う本体交付金の交付の対象となる活動に必要な経費
- (2) 推進交付金
推進交付金実施要綱別紙3第2に定める事業の実施に必要な経費

(交付額)

第4条 交付額は、以下に基づくこととする。

- (1) 本体交付金
 - 1) 本体交付金実施要綱別紙の第1の1で定める対象者への県の交付額は、本体交付金の算定の対象となる農地（以下「対象農地」という。）について別記1に定める農業生産活動ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農地の面積に乗じて得た金額とする。
 - 2) 申請者の交付申請額の県内の総額が県交付金上限額を上回る場合には別記2に定めるところにより申請者への県交付金の交付額の調整を行うものとする。
- (2) 推進交付金
推進交付金の交付額については定額とする。

(交付申請書に添付すべき書類等)

第5条 規則第4条により交付申請書（様式第1号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 本体交付金
 - ア 事業計画書（様式第2-1号）
 - イ 収支予算書（様式第3-1号）
 - ウ 経費の配分（様式第2-1号別添）

(2) 推進交付金

- ア 事業計画書 (様式第 2-2 号)
 - イ 収支予算書 (様式第 3-2 号)
 - ウ 経費の配分 (様式第 2-2 号別添)
- 2 規則第 4 条の知事が定める申請書を提出することができる時期は、別に定める期日までとする。

(交付の条件)

第 6 条 規則第 6 条第 1 項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象者は、交付金収入及び支出を記載した帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- (2) 補助対象者は、(1) の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類を整備して(1) の帳簿とともに 5 年間整備保管する。ただし、交付金により取得し又は効用の増加した財産で処分期限を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類をその期限が満了するまで整備保管する。
- (3) 補助対象者は、交付金により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って効率的な運営を図る。

(変更の承認等)

第 7 条 規則第 11 条第 2 項第 1 号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書 (様式第 4 号) を提出することとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 本体交付金

- ア 事業計画書 (様式第 2-1 号)
- イ 収支予算書 (様式第 3-1 号)
- ウ 経費の配分 (様式第 2-1 号別添)

(2) 推進交付金

- ア 事業計画書 (様式第 2-2 号)
- イ 収支予算書 (様式第 3-2 号)
- ウ 経費の配分 (様式第 2-2 号別添)

(軽微な変更)

第 8 条 規則第 11 条第 2 項第 1 号の別に定める軽微な変更は、交付金額の増減及び対象農地の面積の変更以外の変更とする。

(実績報告)

第 9 条 本体交付金については環境保全型農業直接支払交付金実施要領第 13 の 2 に定めている内容に準じて報告するものとし (様式第 10 号)、規則第 13 条第 1 項の規定により事業実績書 (様式第 2-1 号)、経費の配分 (様式第 2-1 号別添) を添付することとする。

- 2 推進交付金については日本型直接支払推進交付金実施要領第 3 の 4 に定めている内容に準じて報告するものとし、事業報告書 (様式第 2-2 号)、経費の配分 (様式第 2-2 号別添) を添付することとする。

(県交付金の交付)

第 10 条 この交付金は、概算払の方法により交付することができる。

- 2 規則第 16 条第 1 項の規定により概算払に必要な書類は次のとおりとする。

- ア 概算払請求書 (様式第 5 号)
- イ 請求内訳書 (様式第 6 号)

- 3 概算払請求書の提出期限は、3 月 5 日とする。

(事業の着手)

第 11 条 推進交付金に係る事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第 7 号により知事に提出するものとする。

(状況報告)

第 12 条 規則第 11 条の規定により交付金の交付の決定のあった年度の各四半期（第 4・四半期を除く。）の末日現在における遂行状況報告書（様式第 8 号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月 10 日までに知事に提出するものとする。ただし、概算払請求書をもって代えることができるものとする。

(附 則)

この要領は、平成 23 年度の予算に係る交付金から適用する。

(附 則)

この要領は、平成 24 年度の予算に係る交付金から適用する。

(附 則)

この要領は、平成 25 年度の予算に係る交付金から適用する。

(附 則)

平成 25 年 5 月 16 日の改正前の本交付要領に基づき実施された事業のうち、平成 25 年度に交付申請がなされる「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」及び「有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）」の交付単価については、この要領第 4 条の（1）の取組の交付単価を適用するものとする。

(附 則)

なお、平成 25 年度においては、交付決定の日にかかわらず、当該年度に発生した経費について、助成するものとする。

(附 則)

この要領は、平成 26 年度の予算に係る交付金から適用する。

(附 則)

この要領は、平成 27 年度の予算に係る交付金から適用する。

(附 則)

この要領は、平成 29 年度の予算に係る交付金から適用する。

(附 則)

この要領は、平成 30 年度の予算に係る交付金から適用する。

(附 則)

この要領は、平成 31 年度の予算に係る交付金から適用する。

(附 則)

この要領は、令和 2 年度の予算に係る交付金から適用する。

(附 則)

この要領は、令和 3 年度の予算に係る交付金から適用する。

別記1（交付額）

（1）環境保全型農業直接支払交付金

本体交付金実施要綱別紙の第1の1で定める対象者への県の交付額は環境保全型農業直接支払交付金の算定の対象となる農地（以下「対象農地」という。）について次に掲げる農業生産活動ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農地の面積に乗じて得た金額とする。

農業生産活動		①県の10アール当たりの交付単価	②国の10アール当たりの交付単価
ア	5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	1,100円	2,200円
イ	5割低減の取組とカバークロープ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	1,500円	3,000円
ウ	5割低減の取組とリビングマルチ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	1,350円	2,700円
	このうち、小麦、大麦・イタリアンライグラスを作付けした場合	800円	1,600円
エ	5割低減の取組と草生栽培（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	1,250円	2,500円
オ	5割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組	750円	1,500円
カ	5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組	200円	400円
キ	5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組	200円	400円
ク	有機農業（そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物以外の作付け）の取組	3,000円	6,000円
	有機農業（そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物以外の作付け）の取組（このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合）（注）	3,500円	7,000円
	有機農業（そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物の作付け）の取組	750円	1,500円
ケ	5割低減の取組と総合的病害虫・雑草管理（IPM）を組み合わせた取組	2,000円	4,000円
コ	5割低減の取組と敷草用半自然草地の育成管理を組み合わせた取組	2,000円	4,000円

（注） 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロープ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれか1つ以上を実施する場合に限る。

別記2

県交付金の交付額の調整について

- 1 申請者の交付申請額の県内の総額が県交付金上限額を上回る場合であって、かつ、市町からの交付金の交付見込額（以下「市町交付見込額」という。）の県内の総額が県交付金上限額を上回る場合には、次のとおり県交付金の交付額について調整するものとする。
 - (1) 別記1のア～クの取組（以下「全国共通取組」という。）に対する市町交付見込額の県内の総額が県交付金上限額を上回る場合、全国共通取組に対する市町交付見込額に、採択率（この場合の採択率とは、県交付金上限額を全国共通取組に対する市町交付見込額の県内の総額で除した数値をいう。）を乗じた額を市町に対し配分するものとする。
 - (2) 全国共通取組に対する市町交付見込額の県内の総額が県交付金上限額を下回る場合は、次のとおりとする。
 - ア 県は、全国共通取組に対する市町交付見込額と同額を、県交付金の交付額の上限として、市町に対し配分するものとする。
 - イ さらに、県は、別記1のケ、コの取組（以下「地域特認取組」という。）に対する市町交付見込額に採択率（この場合の採択率とは、県交付金上限額からアの配分額を差し引いた額を地域特認取組に対する市町交付見込額の県内の総額で除した数値をいう。）を乗じた額を、交付額の上限として、追加的に配分するものとする。
- 2 申請者の交付申請額の県内の総額が市町の交付上限額を上回る場合であって、かつ、県交付金上限額が市町交付見込額の県内の総額を上回る場合には、次のとおり県交付金の交付額の上限について調整するものとする。
 - (1) 県は、市町に対し、全国共通取組に対する市町交付見込額と同額を、県交付金の交付額の上限として、配分するものとする。
 - (2) さらに、地域特認取組に対する市町交付見込額と同額を、県交付金の交付額の上限として、追加的に配分するものとする。
- 3 県は、1又は2により交付額の調整を行った場合は、市町に対し、調整後の交付額について、交付決定を行うものとする。

(様式第1号)

番 年 月 号 日

長崎県知事 ○○○○ 様

代表者名 ○○市町長 ○○○○ 印

年度長崎県環境保全型農業直接支払交付金交付申請書

年度長崎県環境保全型農業直接支払交付金について、(本体交付金・推進交付金)○○
〇円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第4条の規定
により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 経費の配分

(注1) 本体交付金、推進交付金は、それぞれ別々に申請すること。

(様式第2号)

番 号
年 月 日

長崎県知事 ○○○○ 様

○○市町長 ○○○○ 印

年度日本型直接支払推進交付金市町村推進事業
実施計画書（実績報告書）の提出について

日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）第3の3（第5の2）の規定及び長崎県補助金等規則第13条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出（報告）する。

記

1. 事業の目的
年度環境保全型農業直接支払交付金の実施を推進するため。
2. 提出（報告）書類
 - (1) 年度日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業）市町村推進事業実施計画（実績報告）書（様式第2-2号）
 - (2) 収支予算（精算）書（様式第3-2号）
 - (3) 日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業）市町村推進事業の経費の配分（様式第2-2号別添）

(様式第2-1号)

長崎県環境保全型農業直接支払交付金事業計画(実績)書
(環境保全型農業直接支払交付金)

1 事業計画及びその内容と経費の配分

(1) 県環境保全型農業直接支払交付金交付計画(又は実績)

農業生産活動	上段: 交付件数	交付額(円) (国+県+市町)
	下段: 取組面積(a)	
5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	a	0
5割低減の取組とカバークロープ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組	a	0
5割低減の取組とリビングマルチ(小麦、大麦・イタリアンライグラス以外の作付け)を組み合わせた取組	a	0
5割低減の取組とリビングマルチ(小麦、大麦・イタリアンライグラスの作付け)を組み合わせた取組	a	0
5割低減の取組と草生栽培(緑肥の作付け)を組み合わせた取組	a	0
5割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組	a	0
5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組	a	0
5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組	a	0
有機農業(そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物以外の作付け)の取組	a	0
有機農業(そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物以外の作付け)の取組 このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合	a	0
有機農業(そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物の作付け)の取組	a	0
5割低減の取組と総合的病害虫・雑草管理(IPM)を組み合わせた取組	a	0
5割低減の取組と敷草用半自然草地の育成管理を組み合わせた取組	a	0
合 計	0 a	0

(2) 経費の配分

区 分	交付金に係る事業に要する経費(又は交付金に係る事業に要した経費)	負担額		
		国交付金	県交付金	市町負担金
環境保全型農業直接支払交付金	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

3 事業完了(予定)年月日

年 月 日

(様式第2-1号別添)

年度環境保全型農業直接支払交付金の経費の配分

(単位:円)

対象取組	単価 (円/10a)	取組面積 (a)	事業に 要する経費 (A+B+C)	負担区分			備考
				国費 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	
堆肥の施用	4,400						
カバークロープ	6,000						
リビングマルチ							
小麦、大麦・イタリアンライグラス以外	5,400						
小麦、大麦・イタリアンライグラス	3,200						
草生栽培	5,000						
不耕起播種	3,000						
長期中干し	800						
秋耕	800						
有機農業 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物以外)	12,000						
有機農業 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物以外) このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合	14,000						
有機農業 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物)	3,000						
小計							
地域特認取組							
総合的病害虫・雑草管理 (IPM)							
敷草							
小計							
合計							

※備考欄には交付単価の調整があった場合等を記入する。

(様式第2-2号)

年度日本型直接支払推進交付金
(環境保全型農業直接支払推進交付金)
市町村推進事業実施計画書(実績報告書)

1. 促進計画の策定(実績)

策定時期	備考
月	

2. 推進・指導等(実績)

推進・指導時期	内容	備考
月		

3. 実施状況の確認事務の計画(実績)

確認時期	体制・件数等	備考

4. その他推進事業の実施に必要な事項

実施時期	内容・事業量等	備考

5. 経費の配分

市町村推進事業に要する経費(又は要した経費)	負担区分		
	国費	県費	市町費
千円	千円	千円	千円

(様式第2-2号別添)

日本型直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業)市町村推進事業の経費の配分 (単位:円)

区分	対象経費				市町村推進事業に に要する経費 (又は要した経費)	備考
	事業項目	旅費	諸謝金	委託費		
市町村推進事業 (1)+(2)+(3)+(4)						
(1)促進計画の策定						
(2)推進・指導等						
(3)確認事務						
(4)その他推進事業の実施に必要な事項						

備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

(様式第3-1号)

収支予算(精算)書

(1)収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
本体交付金					
国交付金			0	0	
県交付金	0		0	0	
市町負担金	0		0	0	
合 計	0	0	0	0	

(2)支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
環境保全型農業直接支払交付金(本体交付金)		0	0	0	
合 計	0	0	0	0	

(様式第3-2号)

収支予算(精算)書

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
環境保全型農業直接支払推進交付金 交付金 市町負担金					
合 計					

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
環境保全型農業直接支払交付金(推進交付金)					
合 計					

(様式第4号)

番 年 月 日

長崎県知事 ○○○○ 様

○○市町長 ○○○○ 印

年度長崎県環境保全型農業直接支払交付金変更承認申請書

年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付金交付決定の通知があった事業の実施について、下記のとおり計画を変更し[、金 円の追加交付(減額承認)を受け]たいので、長崎県補助金等交付規則により関係書類を添えて申請する。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 経費の配分

(注1) 変更事項ごとに交付金交付申請書の様式に変更前と変更後の欄を設け、変更前を変更後の上段に()書きとし、変更後の内容が対比出来るよう作成すること。

(注2) 金額の変更がない場合は、[]の部分は除くこと。

(様式第5号)

年度長崎県環境保全型農業直接支払交付金交付請求書(概算払・精算払)

金 円

年 月 日付長崎県指令 第 号で(交付決定・額の確定)の通知があった
長崎県環境保全型農業直接支払交付金(本体交付金・推進交付金)を上記のとおり交付されるよ
う、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第16条の規定により、請求します。

年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

○市町長 ○○○○ 印

(様式第7号)

番 号
年 月 日

長崎県知事 ○○○○ 様

○○市町長 ○○○○ 印

年度長崎県環境保全型農業直接支払交付金（推進交付金）
交付決定前着手届

長崎県環境保全型農業直接支払交付金交付要領（平成27年4月10日付け27農営第12号）
第11条の規定に基づき、別添事業について下記条件を了承の上、交付決定前に着手した
いので、提出する。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

推進事業費(円)	着手予定年月日	完了予定年月日	交付決定前着手を行う理由
○○○円	年 月 日	年 月 日	事業の効果的な推進のために交付決定前に着手する必要がある。

(様式第8号)

番 年 月 日
号

長崎県知事 ○○○○ 様

○○市町長 ○○○○ 印

年度長崎県環境保全型農業直接支払交付金遂行状況報告書

年 月 日付け長崎県指令 農営第 号で交付決定通知のあった長崎県環境保全型農業直接支払交付金について、長崎県補助金等交付規則11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

区 分	計 画	事業の遂行状況				備 考
		第○・四半期までに 完了したもの		第○・四半期以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 年月日	
1. 本体交付金	円	円	%	円		
2. 推進交付金						

(様式第10号)

番
年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

○○市町長 ○○○○ 印

年度長崎県環境保全型農業直接支払交付金に係る 実施状況（実施結果）報告書

農業者の組織する団体等の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行った（実施結果及び交付金の交付実績を取りまとめた）ので、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）第8の6の（1）（第13の2）[及び長崎県補助金等交付規則第13条第1項の規定]に基づき、報告する。

記

1. 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況（実施結果）整理表（別紙）
- [2. 事業実績書（県交付要領様式2-1号）]
- [3. 収支精算書（県交付要領様式3-1号）]
- [4. 経費の配分（県交付要領様式第2-1号別添）]

〈施行注意〉

実施結果の報告の際は、「実施状況報告書」を「実施結果報告書」、「実施状況について確認を行った」を「実施結果及び交付金の交付実績を取りまとめた」、「第8の6の（1）」を「第13の2」、「実施状況整理表」を「実施結果整理表」に置き換えるものとする。

[] の内容は実施状況時には消去し、実施結果時には追加する。

